（申請人以外の者に対する通知に関する規定の適用除外）

第二十五条　不動産登記規則第百八十三条第一項第一号の規定は、令第二条第一号又は第二号に掲げる登記をした場合には、適用しない。

（一の申請情報によってすることができる所有権の移転の登記）

第二十六条　同一の農用地利用集積等促進計画に基づく二以上の不動産についての令第四条の規定による登記の申請は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記権利者が同一人である場合には、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、一の申請情報によってすることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

○文部科学省令第三号

スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十条及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十三条の規定を実施するため、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十三日　　文部科学大臣　永岡　桂子

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成六年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。